

(平成22年12月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岐阜地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	420 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	417 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年11月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月から53年3月まで
国民年金の加入手続の詳細は不明であるが、申立期間の前後が納付済みとなっているのに、申立期間のみ未納であることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料はすべて納付済みである。

また、申立人は、国民年金の加入手続の詳細は不明であり、申立期間当時、住民票を異動しないまま他の市町村に居住していたと述べているところ、申立人と住民票の住所が同じである申立人の姉は、「自分たち夫婦と長兄の国民年金は、母親が加入手続し納付していた。次男（申立人）についても、母親が同様に加入手続し納付していたはずである。」と供述していることから、申立人の国民年金保険料についても申立人の母親が納付したと考えても不自然ではない。

さらに、申立人の母親は、厚生年金保険から国民年金への切替えも適正に行っており、国民年金加入期間の保険料もすべて納付していることから、申立人の母親は国民年金制度に関心があり、国民年金保険料を積極的に納付しようとした姿勢がうかがわれ、申立期間の前後が納付済みであることを踏まえると、申立期間のみ未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

しかしながら、申立人は、申立期間のうち、昭和52年4月から同年10月までの期間については、厚生年金保険の被保険者であるため、国民年金の被保険者となり得る期間ではないことは明らかであることから、この期間の記録の訂正を行うことはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年9月から52年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年9月から52年4月まで
20歳になった時に、父親がA町（現在は、B市）役場で加入手続をして、区長による集金で両親の保険料と一緒に納付していた。私が結婚する時に、母親から年金手帳を渡され、今まで払ってきたので引き続き払うように言われた記憶があることから、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚の際に母親から年金手帳を手渡され、引き続き国民年金保険料を納付するよう言われたことを鮮明に記憶しており、その母親及び妹からも同様の証言が得られたことから、その主張は信憑性が高く、基本的に信用できる。

また、申立人の妹も、申立人と同様に国民年金の加入手続及び保険料の納付をその両親に任せていたと証言しており、20歳到達時から結婚するまでの両親との同居期間は、すべて納付済みとなっている。

さらに、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の父親は、国民年金保険料を完納しており、その妻も60歳到達前の1か月以外はすべて納付済みであることから、申立人の両親の納付意欲は高かったものと考えられる。

加えて、申立期間は8か月と短期間である上、申立期間当時、A町では町内役員による国民年金保険料の集金が行われていたことが確認できた。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年1月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名： 男（死亡）
基礎年金番号：
生年月日： 大正元年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間： 昭和38年1月から45年3月まで

昭和35年に夫婦で国民年金に加入した。保険料は婦人会の集金で夫婦同じように納付したはずである。私（妻）が納付済みになっているのに、夫（申立人）だけ未納及び免除となっていることは納得できない。

（注） 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

夫婦の国民年金手帳記号番号は、昭和36年2月ごろに夫婦連番で払い出されており、申立人の妻は、役場職員と自治会長が加入勧奨に来たために、国民年金に加入したことを鮮明に記憶している。

また、申立人の妻は、保険料を婦人会の集金で納めたと述べており、申立人の隣人数名からも、「申立期間当時、申立人が居住する地区では婦人会で保険料の集金を行っており、夫婦の国民年金保険料を集金していた。」との証言が得られた。

さらに、申立人の妻は、国民年金制度発足時から国民年金保険料をすべて納付済みであり、隣人数名からの聴き取りでも、申立人のみ免除申請する理由も特段見当たらなかった。

加えて、申立人の特殊台帳は、誤った生年月日及び氏名で記録されていることから、当時の記録管理が適正に行われていなかった可能性も否定できない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

岐阜厚生年金 事案 1005

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和49年7月29日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年7月29日から50年1月6日まで

昭和49年7月29日にA社B支社に入社したにもかかわらず、厚生年金保険の資格取得日が50年1月6日になっている。同社作成の厚生年金保険加入証明書に、「入社日：昭和49年7月29日、資格取得日：昭和49年7月29日、資格喪失日：平成16年9月29日」と明記されているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言により、申立人は、申立期間においてA社に勤務していたことが推認できる。

また、A社において、昭和49年6月10日から50年1月6日の間に同社で厚生年金保険の被保険者資格を取得した8人に照会したところ、回答のあった7人は入社日と資格取得日が一致している上、当時の給与明細書を所持している同僚は、「入社した翌月の昭和49年8月の給与から社会保険料が控除されており、申立人も私と同じ条件だったと思う。」と証言している。

さらに、A社は、「当社のコンピューター内に保管されている人事記録を基に申立人の厚生年金保険加入証明書を作成したものであり、入社日と資格取得日はいずれも昭和49年7月29日と記録されている。」と回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和50年1月の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は不明と回答しているが、厚生年金保険の記録における資格取得日とB健康保険組合の記録の資格取得日は、昭和50年1月6日となっており、社会保険事務所（当時）と同健康保険組合の双方が誤って記録したことは考え難く、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る49年7月から同年12月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

岐阜厚生年金 事案 1006～1419（別添一覧表参照）

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間：平成16年7月20日

A社から支給された平成16年7月の賞与の記録について、同社からの届出がされていなかったため、厚生年金保険法第75条該当期間になっている。賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する賞与一覧表から、申立人は、申立期間において〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

（注） 同一事業主に係る同種の案件 414 件（別添一覧表参照）

[標準賞与額相違用]

別添

一 覧 表

番号	基礎年金番号	氏名	性別	生年	住所	標準賞与額
1006			女	昭和31年生		40万 4,000円
1007			女	昭和33年生		41万 8,000円
1008			男	昭和22年生		43万 円
1009			女	昭和23年生		9,000円
1010			女	昭和21年生		41万 8,000円
1011			男	昭和28年生		43万 5,000円
1012			女	昭和24年生		17万 2,000円
1013			男	昭和33年生		41万 7,000円
1014			男	昭和28年生		43万 4,000円
1015			女	昭和30年生		41万 1,000円
1016			女	昭和25年生		23万 8,000円
1017			男	昭和32年生		49万 1,000円
1018			女	昭和25年生		26万 1,000円
1019			男	昭和22年生		43万 3,000円
1020			女	昭和26年生		28万 6,000円
1021			男	昭和37年生		34万 5,000円
1022			女	昭和36年生		36万 9,000円
1023			女	昭和26年生		31万 円
1024			男	昭和37年生		39万 円
1025			男	昭和38年生		41万 2,000円
1026			男	昭和29年生		35万 1,000円
1027			男	昭和32年生		45万 7,000円
1028			男	昭和26年生		45万 7,000円
1029			男	昭和26年生		34万 3,000円
1030			女	昭和41年生		23万 9,000円
1031			女	昭和25年生		20万 4,000円
1032			女	昭和25年生		19万 6,000円
1033			男	昭和40年生		32万 8,000円
1034			男	昭和15年生		15万 5,000円
1035			女	昭和31年生		23万 6,000円
1036			男	昭和33年生		32万 5,000円
1037			女	昭和36年生		22万 3,000円
1038			女	昭和48年生		16万 8,000円

[標準賞与額相違用]

番号	基礎年金番号	氏名	性別	生年	住所	標準賞与額
1039			男	昭和46年生		34万 3,000円
1040			女	昭和28年生		19万 4,000円
1041			女	昭和26年生		22万 6,000円
1042			男	昭和34年生		32万 1,000円
1043			女	昭和27年生		22万 6,000円
1044			男	昭和41年生		30万 6,000円
1045			女	昭和24年生		21万 8,000円
1046			男	昭和31年生		33万 9,000円
1047			女	昭和29年生		21万 7,000円
1048			男	昭和31年生		35万 4,000円
1049			女	昭和28年生		21万 7,000円
1050			男	昭和35年生		41万 4,000円
1051			女	昭和28年生		22万 5,000円
1052			女	昭和29年生		10万 円
1053			女	昭和32年生		21万 8,000円
1054			男	昭和36年生		12万 6,000円
1055			男	昭和25年生		24万 1,000円
1056			男	昭和46年生		30万 8,000円
1057			女	昭和45年生		27万 2,000円
1058			女	昭和26年生		18万 9,000円
1059			女	昭和45年生		5万 6,000円
1060			女	昭和25年生		4万 2,000円
1061			男	昭和26年生		21万 6,000円
1062			女	昭和35年生		22万 3,000円
1063			男	昭和51年生		28万 3,000円
1064			男	昭和50年生		30万 2,000円
1065			女	昭和49年生		24万 2,000円
1066			女	昭和49年生		24万 7,000円
1067			女	昭和25年生		20万 4,000円
1068			男	昭和25年生		30万 4,000円
1069			女	昭和25年生		22万 7,000円
1070			男	昭和25年生		35万 2,000円
1071			女	昭和42年生		22万 1,000円
1072			女	昭和25年生		3万 6,000円
1073			男	昭和31年生		31万 2,000円

[標準賞与額相違用]

番号	基礎年金番号	氏名	性別	生年	住所	標準賞与額
1074			男	昭和33年生		20万 8,000円
1075			男	昭和46年生		28万 2,000円
1076			男	昭和38年生		28万 9,000円
1077			女	昭和35年生		23万 1,000円
1078			女	昭和52年生		2万 1,000円
1079			男	昭和49年生		30万 4,000円
1080			男	昭和48年生		28万 3,000円
1081			男	昭和47年生		29万 3,000円
1082			男	昭和52年生		29万 3,000円
1083			女	昭和49年生		30万 4,000円
1084			女	昭和50年生		24万 4,000円
1085			女	昭和53年生		26万 円
1086			女	昭和52年生		22万 円
1087			男	昭和43年生		30万 5,000円
1088			女	昭和26年生		4万 8,000円
1089			女	昭和25年生		5万 4,000円
1090			男	昭和32年生		32万 円
1091			女	昭和27年生		5万 5,000円
1092			女	昭和22年生		4万 8,000円
1093			女	昭和27年生		3万 5,000円
1094			男	昭和49年生		28万 7,000円
1095			女	昭和52年生		24万 8,000円
1096			女	昭和24年生		3万 6,000円
1097			女	昭和42年生		3万 4,000円
1098			女	昭和31年生		7万 7,000円
1099			女	昭和38年生		24万 9,000円
1100			女	昭和21年生		5万 2,000円
1101			女	昭和24年生		5万 9,000円
1102			女	昭和25年生		3万 4,000円
1103			女	昭和32年生		3万 4,000円
1104			女	昭和24年生		6万 円
1105			女	昭和27年生		16万 5,000円
1106			男	昭和50年生		25万 9,000円
1107			女	昭和37年生		4万 5,000円
1108			男	昭和32年生		30万 3,000円

[標準賞与額相違用]

番号	基礎年金番号	氏名	性別	生年	住所	標準賞与額
1109			女	昭和22年生		5万 3,000円
1110			男	昭和26年生		40万 7,000円
1111			男	昭和49年生		25万 2,000円
1112			男	昭和49年生		28万 円
1113			男	昭和54年生		27万 4,000円
1114			男	昭和54年生		23万 5,000円
1115			女	昭和50年生		27万 円
1116			女	昭和53年生		24万 6,000円
1117			女	昭和55年生		21万 5,000円
1118			女	昭和32年生		22万 円
1119			女	昭和16年生		5万 7,000円
1120			女	昭和22年生		3万 9,000円
1121			男	昭和29年生		32万 6,000円
1122			男	昭和28年生		30万 3,000円
1123			女	昭和26年生		5万 2,000円
1124			女	昭和47年生		3万 3,000円
1125			女	昭和41年生		3万 4,000円
1126			男	昭和35年生		34万 6,000円
1127			男	昭和33年生		30万 3,000円
1128			男	昭和41年生		24万 1,000円
1129			男	昭和48年生		27万 5,000円
1130			女	昭和27年生		4万 1,000円
1131			女	昭和33年生		4万 6,000円
1132			女	昭和24年生		4万 円
1133			女	昭和28年生		4万 8,000円
1134			男	昭和42年生		30万 5,000円
1135			女	昭和20年生		2万 9,000円
1136			男	昭和33年生		23万 1,000円
1137			男	昭和51年生		30万 7,000円
1138			男	昭和55年生		24万 6,000円
1139			男	昭和56年生		24万 6,000円
1140			男	昭和41年生		27万 7,000円
1141			女	昭和23年生		3万 1,000円
1142			女	昭和16年生		4万 円
1143			女	昭和24年生		3万 4,000円

[標準賞与額相違用]

番号	基礎年金番号	氏名	性別	生年	住所	標準賞与額
1144			女	昭和19年生		5万 7,000円
1145			女	昭和23年生		3万 4,000円
1146			女	昭和25年生		5万 3,000円
1147			男	昭和25年生		32万 5,000円
1148			女	昭和46年生		21万 7,000円
1149			男	昭和35年生		39万 2,000円
1150			男	昭和41年生		35万 5,000円
1151			女	昭和50年生		4万 3,000円
1152			男	昭和50年生		24万 2,000円
1153			女	昭和35年生		24万 4,000円
1154			女	昭和22年生		4万 円
1155			女	昭和22年生		3万 4,000円
1156			女	昭和37年生		3万 5,000円
1157			男	昭和25年生		22万 2,000円
1158			女	昭和27年生		4万 円
1159			男	昭和31年生		30万 2,000円
1160			女	昭和37年生		4万 1,000円
1161			男	昭和33年生		28万 6,000円
1162			女	昭和57年生		22万 4,000円
1163			女	昭和56年生		21万 1,000円
1164			女	昭和57年生		21万 7,000円
1165			女	昭和56年生		21万 7,000円
1166			女	昭和55年生		4万 6,000円
1167			男	昭和32年生		30万 2,000円
1168			男	昭和36年生		31万 1,000円
1169			女	昭和22年生		4万 6,000円
1170			女	昭和25年生		3万 4,000円
1171			女	昭和56年生		5万 7,000円
1172			女	昭和19年生		3万 4,000円
1173			女	昭和34年生		21万 7,000円
1174			女	昭和22年生		4万 5,000円
1175			女	昭和26年生		5万 7,000円
1176			女	昭和21年生		4万 円
1177			男	昭和46年生		25万 4,000円
1178			女	昭和44年生		4万 3,000円

[標準賞与額相違用]

番号	基礎年金番号	氏名	性別	生年	住所	標準賞与額
1179			男	昭和34年生		34万 8,000円
1180			女	昭和26年生		5万 7,000円
1181			女	昭和21年生		5万 7,000円
1182			女	昭和21年生		5万 円
1183			女	昭和22年生		4万 4,000円
1184			女	昭和31年生		3万 7,000円
1185			男	昭和25年生		26万 9,000円
1186			女	昭和15年生		4万 5,000円
1187			女	昭和28年生		3万 2,000円
1188			女	昭和24年生		5万 8,000円
1189			男	昭和52年生		28万 5,000円
1190			女	昭和25年生		4万 1,000円
1191			女	昭和17年生		3万 4,000円
1192			女	昭和24年生		3万 4,000円
1193			女	昭和25年生		3万 4,000円
1194			男	昭和32年生		28万 5,000円
1195			男	昭和51年生		25万 2,000円
1196			女	昭和21年生		3万 4,000円
1197			男	昭和55年生		21万 2,000円
1198			男	昭和54年生		24万 1,000円
1199			男	昭和57年生		20万 8,000円
1200			女	昭和57年生		20万 8,000円
1201			女	昭和22年生		3万 4,000円
1202			女	昭和36年生		4万 7,000円
1203			女	昭和26年生		5万 6,000円
1204			女	昭和20年生		3万 8,000円
1205			女	昭和36年生		3万 4,000円
1206			女	昭和33年生		3万 4,000円
1207			女	昭和25年生		3万 4,000円
1208			女	昭和29年生		3万 4,000円
1209			女	昭和52年生		18万 7,000円
1210			男	昭和26年生		21万 3,000円
1211			男	昭和28年生		34万 7,000円
1212			男	昭和28年生		21万 3,000円
1213			男	昭和43年生		27万 2,000円

[標準賞与額相違用]

番号	基礎年金番号	氏名	性別	生年	住所	標準賞与額
1214			男	昭和33年生		28万 4,000円
1215			女	昭和30年生		3万 3,000円
1216			男	昭和40年生		35万 8,000円
1217			男	昭和42年生		24万 3,000円
1218			女	昭和31年生		4万 5,000円
1219			女	昭和49年生		3万 3,000円
1220			女	昭和28年生		3万 5,000円
1221			女	昭和28年生		3万 9,000円
1222			女	昭和23年生		2万 8,000円
1223			女	昭和16年生		3万 3,000円
1224			女	昭和16年生		3万 8,000円
1225			男	昭和16年生		13万 5,000円
1226			女	昭和16年生		3万 3,000円
1227			男	昭和31年生		28万 4,000円
1228			男	昭和27年生		26万 円
1229			女	昭和29年生		3万 3,000円
1230			女	昭和33年生		7万 円
1231			女	昭和17年生		3万 4,000円
1232			女	昭和24年生		3万 3,000円
1233			女	昭和26年生		5万 2,000円
1234			女	昭和21年生		2万 9,000円
1235			男	昭和52年生		27万 8,000円
1236			女	昭和23年生		3万 3,000円
1237			男	昭和17年生		15万 7,000円
1238			女	昭和41年生		4万 6,000円
1239			男	昭和54年生		21万 2,000円
1240			男	昭和59年生		20万 6,000円
1241			女	昭和59年生		20万 6,000円
1242			女	昭和24年生		3万 4,000円
1243			女	昭和26年生		3万 3,000円
1244			男	昭和37年生		33万 8,000円
1245			女	昭和33年生		3万 4,000円
1246			男	昭和47年生		22万 円
1247			女	昭和40年生		3万 9,000円
1248			女	昭和29年生		2万 6,000円

[標準賞与額相違用]

番号	基礎年金番号	氏名	性別	生年	住所	標準賞与額
1249			女	昭和37年生		22万 4,000円
1250			女	昭和55年生		5万 7,000円
1251			女	昭和29年生		3万 4,000円
1252			男	昭和57年生		18万 9,000円
1253			女	昭和28年生		3万 3,000円
1254			男	昭和27年生		23万 6,000円
1255			女	昭和21年生		3万 3,000円
1256			女	昭和25年生		3万 7,000円
1257			男	昭和26年生		18万 9,000円
1258			女	昭和34年生		2万 8,000円
1259			男	昭和17年生		22万 8,000円
1260			女	昭和33年生		3万 7,000円
1261			男	昭和27年生		20万 4,000円
1262			男	昭和17年生		3万 3,000円
1263			男	昭和27年生		25万 2,000円
1264			女	昭和22年生		3万 2,000円
1265			女	昭和21年生		2万 8,000円
1266			女	昭和30年生		3万 9,000円
1267			男	昭和34年生		31万 3,000円
1268			男	昭和33年生		27万 5,000円
1269			男	昭和25年生		22万 円
1270			男	昭和50年生		20万 2,000円
1271			男	昭和52年生		21万 2,000円
1272			女	昭和17年生		3万 9,000円
1273			女	昭和23年生		5万 3,000円
1274			女	昭和25年生		2万 2,000円
1275			男	昭和25年生		37万 8,000円
1276			女	昭和35年生		21万 8,000円
1277			男	昭和18年生		5万 7,000円
1278			女	昭和21年生		4万 1,000円
1279			女	昭和23年生		3万 3,000円
1280			女	昭和24年生		3万 6,000円
1281			女	昭和22年生		3万 4,000円
1282			男	昭和16年生		13万 5,000円
1283			女	昭和24年生		3万 3,000円

[標準賞与額相違用]

番号	基礎年金番号	氏名	性別	生年	住所	標準賞与額
1284			女	昭和31年生		4万 1,000円
1285			女	昭和25年生		3万 9,000円
1286			女	昭和25年生		3万 2,000円
1287			女	昭和31年生		3万 4,000円
1288			女	昭和57年生		3万 3,000円
1289			女	昭和22年生		3万 3,000円
1290			男	昭和26年生		23万 6,000円
1291			女	昭和19年生		4万 6,000円
1292			女	昭和26年生		3万 3,000円
1293			女	昭和22年生		3万 3,000円
1294			女	昭和39年生		4万 円
1295			男	昭和42年生		21万 3,000円
1296			女	昭和28年生		3万 3,000円
1297			女	昭和16年生		3万 9,000円
1298			女	昭和23年生		3万 3,000円
1299			女	昭和15年生		3万 3,000円
1300			女	昭和56年生		5万 7,000円
1301			女	昭和24年生		5万 8,000円
1302			女	昭和23年生		3万 9,000円
1303			女	昭和44年生		3万 3,000円
1304			女	昭和29年生		3万 3,000円
1305			女	昭和45年生		3万 2,000円
1306			女	昭和21年生		6万 3,000円
1307			男	昭和45年生		9,000円
1308			女	昭和32年生		4万 円
1309			女	昭和26年生		3万 4,000円
1310			女	昭和24年生		3万 3,000円
1311			女	昭和55年生		2万 8,000円
1312			男	昭和46年生		20万 1,000円
1313			女	昭和24年生		3万 3,000円
1314			男	昭和15年生		5万 6,000円
1315			女	昭和27年生		3万 3,000円
1316			女	昭和32年生		3万 9,000円
1317			女	昭和27年生		3万 3,000円
1318			男	昭和53年生		18万 9,000円

[標準賞与額相違用]

番号	基礎年金番号	氏名	性別	生年	住所	標準賞与額
1319			女	昭和20年生		3万 3,000円
1320			女	昭和20年生		3万 円
1321			女	昭和22年生		3万 3,000円
1322			女	昭和25年生		2万 4,000円
1323			女	昭和28年生		7万 円
1324			女	昭和28年生		3万 3,000円
1325			男	昭和56年生		2万 2,000円
1326			女	昭和44年生		3万 3,000円
1327			女	昭和20年生		2万 8,000円
1328			女	昭和27年生		3万 3,000円
1329			女	昭和34年生		3万 3,000円
1330			女	昭和19年生		3万 3,000円
1331			女	昭和26年生		3万 3,000円
1332			女	昭和33年生		23万 6,000円
1333			女	昭和48年生		3万 3,000円
1334			女	昭和27年生		3万 3,000円
1335			女	昭和21年生		3万 3,000円
1336			女	昭和23年生		3万 3,000円
1337			女	昭和20年生		3万 8,000円
1338			女	昭和51年生		3万 8,000円
1339			女	昭和33年生		3万 8,000円
1340			女	昭和55年生		3万 3,000円
1341			女	昭和24年生		3万 7,000円
1342			女	昭和26年生		3万 3,000円
1343			女	昭和41年生		3万 8,000円
1344			男	昭和54年生		20万 5,000円
1345			女	昭和22年生		3万 3,000円
1346			女	昭和23年生		3万 2,000円
1347			女	昭和24年生		3万 3,000円
1348			男	昭和56年生		21万 円
1349			男	昭和56年生		21万 円
1350			男	昭和59年生		20万 3,000円
1351			女	昭和60年生		20万 3,000円
1352			女	昭和60年生		20万 3,000円
1353			女	昭和18年生		4万 4,000円

[標準賞与額相違用]

番号	基礎年金番号	氏名	性別	生年	住所	標準賞与額
1354			女	昭和18年生		5万 4,000円
1355			女	昭和31年生		3万 7,000円
1356			女	昭和56年生		3万 3,000円
1357			女	昭和26年生		2万 8,000円
1358			女	昭和32年生		3万 3,000円
1359			女	昭和42年生		3万 3,000円
1360			男	昭和36年生		22万 9,000円
1361			男	昭和29年生		21万 7,000円
1362			男	昭和55年生		21万 4,000円
1363			女	昭和31年生		3万 3,000円
1364			女	昭和24年生		3万 3,000円
1365			女	昭和41年生		2万 7,000円
1366			女	昭和21年生		3万 3,000円
1367			女	昭和30年生		3万 3,000円
1368			女	昭和23年生		3万 円
1369			女	昭和21年生		3万 3,000円
1370			女	昭和26年生		3万 3,000円
1371			女	昭和18年生		3万 6,000円
1372			女	昭和18年生		3万 7,000円
1373			男	昭和44年生		21万 円
1374			女	昭和23年生		2万 6,000円
1375			女	昭和26年生		3万 3,000円
1376			女	昭和24年生		3万 3,000円
1377			女	昭和18年生		3万 8,000円
1378			女	昭和23年生		3万 3,000円
1379			女	昭和26年生		3万 3,000円
1380			女	昭和25年生		3万 3,000円
1381			女	昭和20年生		3万 3,000円
1382			女	昭和31年生		3万 2,000円
1383			女	昭和31年生		3万 8,000円
1384			女	昭和41年生		3万 3,000円
1385			男	昭和25年生		3万 3,000円
1386			女	昭和55年生		3万 3,000円
1387			女	昭和29年生		3万 2,000円
1388			男	昭和55年生		19万 1,000円

[標準賞与額相違用]

番号	基礎年金番号	氏名	性別	生年	住所	標準賞与額
1389			女	昭和32年生		19万 6,000円
1390			男	昭和18年生		13万 5,000円
1391			女	昭和32年生		3万 3,000円
1392			男	昭和35年生		18万 3,000円
1393			女	昭和19年生		9万 2,000円
1394			女	昭和31年生		3万 9,000円
1395			女	昭和23年生		3万 円
1396			女	昭和22年生		2万 8,000円
1397			女	昭和23年生		2万 7,000円
1398			男	昭和34年生		12万 4,000円
1399			女	昭和37年生		1万 6,000円
1400			女	昭和47年生		1万 6,000円
1401			男	昭和55年生		1万 1,000円
1402			男	昭和19年生		24万 8,000円
1403			女	昭和23年生		3万 2,000円
1404			女	昭和31年生		2万 6,000円
1405			男	昭和54年生		6万 3,000円
1406			男	昭和60年生		6万 1,000円
1407			男	昭和60年生		6万 1,000円
1408			女	昭和56年生		6万 3,000円
1409			女	昭和61年生		6万 1,000円
1410			女	昭和60年生		6万 1,000円
1411			女	昭和59年生		2万 2,000円
1412			女	昭和25年生		2万 5,000円
1413			女	昭和19年生		17万 7,000円
1414			男	昭和40年生		3,000円
1415			女	昭和43年生		3万 2,000円
1416			女	昭和25年生		2万 8,000円
1417			女	昭和27年生		2万 3,000円
1418			男	昭和19年生		22万 4,000円
1419			男	昭和19年生		32万 2,000円

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和59年2月29日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和34年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和58年8月31日から59年2月29日まで

A社に昭和57年9月1日から59年2月まで勤務したが、厚生年金保険の加入記録の喪失日は58年8月31日となっている。私が所持している勤務期間中の57年、58年及び59年分の源泉徴収票により、社会保険料が給料から控除されていることが分かるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び申立人が所持している昭和58年及び59年分給与所得の源泉徴収票から判断すると、申立人は申立期間にA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和58年及び59年分給与所得の源泉徴収票における給与等からの控除分の社会保険料等の金額から算出した保険料控除額から、22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書(写)には、申立人の資格喪失日が昭和58年8月31日と記載されていることから、事業主は同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（16万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を16万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和54年2月1日から同年10月1日まで

A社における昭和54年2月から同年9月までの標準報酬月額が11万円と記録されているが、保管している給与明細書によると保険料控除額が7,280円であり、保険料控除額に見合う標準報酬月額は16万円である。同年9月20日に事業主が発行した被保険者標準報酬決定通知書（同年10月改定）にも従前の標準報酬月額が16万円と記載されていることから、同年9月までは16万円が正しいはずである。年金記録に誤りがあることは明らかなたため、記録の訂正を申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持するA社の給与明細書及び同社が保管する申立人の昭和54年度の賃金台帳から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（16万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間における保険料を納付したかどうか不明と回答しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与明細書及び賃金台帳で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年3月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年3月から4年3月まで

加入手続の記憶は定かではないが、申立期間の国民年金保険料については、納付書がA市の自宅に届いたため、母親がB農協C支店(当時)で納付してくれたはずである。申立期間が未加入となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人自身は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の母親に聴取しても、申立期間当時の記憶が曖昧であり、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

また、申立期間前後に居住していたA市及びD市において、国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見受けられないことから、申立期間は未加入期間と考えられ、保険料を納付できない期間である上、申立人は、申立期間中、D市E区に住民登録をしていたことから、A市から申立人に対して、国民年金保険料の徴収は無かったものと考えられる。

さらに、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付した事実を裏付ける関係人の証言も得られないことから、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを推認できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月 1 日から 37 年 2 月 1 日まで
昭和 33 年 4 月から 37 年 1 月まで、A社で勤務していた。その期間について脱退手当金が支払われたことになっているが、退職する時に書類をもらったようなことも無く厚生年金保険のことも知らなかったので、脱退手当金の請求をするはずが無い。脱退手当金の支給記録を取り消し、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和37年5月18日に支給決定されており、脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはない。

また、A社において、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和37年2月1日の前後各2年間に資格喪失した同僚のうち、脱退手当金の受給資格がある被保険者12名を調査したところ、このうち6名に脱退手当金の支給記録が確認でき、当該6名全員について資格喪失日の約6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性がうかがえる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 8 月 1 日から 44 年 12 月 31 日まで
私は、住み込みでA社に働いていた。働いている間に、慰安旅行に2回行ったことを覚えており、慰安旅行の写真もあることから、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言により、期間の特定はできないものの、申立人が、A社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人が住み込みで一緒に働いていたとする同僚は、A社において厚生年金保険被保険者記録が確認できない上、複数の同僚は、「入社日と資格取得日は3か月から6か月相違している。」と証言している。

また、A社の元事業主は、「当時は人の入れ替わりが激しかったことから、様子を見て厚生年金保険に加入させており、従業員全員を加入させていたわけではなかった。当時の書類は残っていないが、申立人を加入させておらず、給与から保険料を控除していない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 1 月 5 日から 11 年 5 月 26 日まで

私は、平成 8 年に社長、専務、工場長の要請により A 社に入社した。入社時の条件で、給与は毎月手取りで 20 万円を必ず保証する約束であった。

申立期間の標準報酬月額が、実際に支払われていた給与支給額より低いので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社で勤務していた申立期間における標準報酬月額の相違について申し立てている。

しかしながら、申立期間のうち、平成 8 年 1 月から 9 年 12 月までについては、給与明細書等の関連資料が無いことから、申立人の A 社における当該期間の報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

また、申立期間のうち、平成 10 年 1 月から同年 12 月までについては、申立人名義の預金通帳により、毎月 20 万円を超える額が振り込まれていることが確認できるものの、当該期間の厚生年金保険料控除額を確認できる給与明細書等の資料は無いことから、オンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える保険料が控除されていたことを確認することができない。

さらに、申立期間のうち、平成 11 年 1 月から同年 4 月までについては、A 社から提出された貸金台帳に記載された厚生年金保険料に見合う標準報酬月額は、オンライン記録と一致していることが確認できる。

加えて、オンライン記録上の申立人の申立期間における標準報酬月額は、^{そきゅう}遡及して引き下げられているなどの不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事

業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 8 月 1 日から 32 年 3 月 26 日まで
昭和 29 年 8 月から 32 年 3 月 * 日に結婚するまでの 2 年 7 か月間、A 社に住み込みで勤務していたが、この間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言及び申立人から提出された写真から、申立人は、期間の特定はできないものの、A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人と一緒に住み込みで勤務していたとする同僚は、申立人が退職した後の昭和 32 年 5 月に厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、当該同僚は、「学校を卒業してすぐに勤め始めたので、入社したのは昭和 30 年 4 月ころである。」と供述しているほか、複数の同僚が、入社時期と厚生年金保険の被保険者資格の取得時期が相違している旨の供述をしていることを踏まえると、当時、A 社においては、すべての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も見当たらない。

さらに、A 社は既に廃業しており、当時の事業主も亡くなっていることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。